

補装具・治療用めがねの購入費の払い戻し

【社会保険・国保組合の方】

医療費の内訳

10割	
2割 (小学生以上は3割)	8割 (小学生以上は7割)
受給資格者証で無料になる部分 ⇒こども支援課に請求	保険証で無料になる部分 ⇒加入している保険者に請求

注意！

国保の方は10割分すべてを国民健康健康保険課へ請求してください。

【手続き先】

こども支援課(ニコニコこども館2階)

⇒8:30~18:00

(第3土曜、その翌日をのぞく)

各行政センター

⇒8:30~17:15

(平日のみ)

【手続き先】

全国健康保険協会の方

⇒年金事務所を通じて各協会に

健康保険組合・共済組合の方

⇒勤務先を通じて各組合に



手順

- ① 保険者に「療養費」(8割部分)の申請をする
注意:領収書提出の場合はコピーを一部控えておいてください…A
- ② 「療養費」の決定通知書が届く…B
- ③ 下記のものを持参してこども支援課または各行政センターへ
 - A 領収書原本(保険者提出済みの場合はコピー)
 - B 「療養費」の支払決定通知書
 - C 印鑑(認印で可)
 - D こども医療費受給資格者証
 - E こどもの健康保険証

- * 治療用メガネ・コンタクトは療養費の限度額を超える場合は、差額分が自己負担になります。
- * 支払決定通知書が発行されない保険者の場合はこども支援課へ一度お問い合わせください。

ニコニコこども館2F

郡山市こども支援課

TEL 924-2411

